

鳥栖・三養基地区消防事務組合

平成31年3月組合議会臨時会 会議録

平成31年3月29日

- 1 出席議員氏名

齊藤 正治	品川 義則	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁
松隈 清之	松石 健児	園田 邦広	古賀 通	中山 五雄
寺崎 太彦				
- 2 欠席議員氏名

牟田 秀文
- 3 議会録署名議員

松隈 清之 松石 健児
- 4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	石橋 哲文	次長兼鳥栖消防署長	藤戸 憲久
次長兼警防課長	秋吉 孝二	総務課長	下田 辰也
情報指令課長	船津 直樹	西消防署長	森園 省三
予防課査察指導室長	藤光 敏文	総務課参事	松永 康輝
総務課長補佐	吉家 巧	総務係長	権藤 達弥
財政係長	園木 勝彦		
- 5 議会事務局員氏名

総務係員 松永 勇司
- 6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	管理者提案理由説明
日程第 4	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	専決処分事項の承認について
日程第 6	平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第3号）
- 7 議会に付した案件

議事日程のとおり
- 8 議会の経過

開会 13時27分から14時16分

(齊藤議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第3号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。ただ今、出席人員11人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより組合議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (「異議なし。」の声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において松隈清之議員並びに松石健児議員を指名いたします。

日程第3 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(齊藤議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

皆さん、こんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、臨時会にお集まりいただきありがとうございます。提案理由の説明を申し上げます。本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第4号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、人事院勧告等に準じまして、本組合におきましても職員の給与を改定するものでございます。

次に、議案第5号 専決処分事項の承認について申し上げます。これは、平成30年7月9日に契約いたしました、化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)の納入期限を平成31年3月28日としておりましたが、製作工程等の事情によりまして、履行期間内の納入が困難となりましたことから、納入期限の変更について専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第3号)について申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入、歳出それぞれ254万4千円を減額し、既決の予算と合わせまして予算の総額を15億4,044万8千円といたしております。

ます。

また、化学消防ポンプ自動車整備事業につきましては、年度内施行が困難となりましたことから、繰越明許費の設定をいたしております。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(齊藤議長)

ありがとうございました。

日程第4 議案第4号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(下田総務課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

下田総務課長。

(下田総務課長)

総務課長の下田です。よろしくお願いいたします。

議案第4号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書①の1ページをお願いいたします。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例でございますが、これは、人事院勧告等に準じて職員の給与及び勤勉手当をそれぞれ引き上げるものでございます。

詳細でございますが、給料月額が職務の級に応じて100円から2,500円の増額、これを平成30年4月1日から適用するとともに、本年度12月に支給いたしました勤勉手当を0.05か月、次年度以降の勤勉手当を6月と12月、それぞれ0.025か月引き上げるものでございます。施行につきましては、第1条関係を平成30年4月1日から、第2条関係を平成31年4月1日からといたしております。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。終わります。

(齊藤議長)

はい、ありがとうございました。以上、提案理由の詳細説明が終わりました。これより議案第4号の質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第4号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（「異議なし。」の声）—

（齊藤議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議案第5号 専決処分事項の承認について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（秋吉次長兼警防課長）

はい、議長。

（齊藤議長）

秋吉次長兼警防課長。

（秋吉次長兼警防課長）

はい、こんにちは。警防課長の秋吉でございます。よろしくお願いします。

議案第5号 専決処分事項の承認につきましてご説明申し上げます。

①議案書の6ページと7ページをお願いいたします。

化学消防ポンプ自動車の整備事業につきましては、昨年7月9日に、契約金額を8,674万6,110円、納入期限につきましては、平成31年3月28日までとし、南里ポンプ株式会社と契約をいたしておりましたが、本年3月12日に、契約相手による設計の誤りが発覚いたしまして、ポンプや水槽等の配置など、車両の重量配分について、後輪が受ける重量が多くなり、車両の登録ができなかったため、納入期限を平成32年3月30日までとした変更契約につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項に基づきまして、これを報告し議会の承認を求めるものでございます。なお、本事業は、緊急防災・減災事業債の活用につきまして、昨年の10月4日に佐賀県知事の同意を受けていることから、同事業の継続につきましてお願いするものでございますが、遅延金につきましては、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する率「(2.7%)」と、遅延日数により算出した額を徴収する予定にいたしております。また、議案参考資料の7ページに物品売買変更契約書の写しを添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上、説明とさせていただきます。

(齊藤議長)

はい、ありがとうございました。以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第5号の質疑を行います。どなたか。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

古賀です。この化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)のですね、購入契約について、この期限を延長するということで、今回、説明がありましたけれども、これについてですね、これだけの高額の製品をですね、特殊であろうけれども、この発注はですね、平成30年7月9日の契約ですね。そうすると、そして納入期限が31年の3月28日、今月のですね。これに8ヶ月くらいあるわけですよ。で、当然その設計変更とか基本設計は変わらないと思うんですよ。その、例えばこういう地方にそのポンプの製作所、ポンプメーカーがですね、基準に合わせたその変更、工作をされた後、納入するということでしょうが、この8ヶ月の間にそのそれなりのその期間があるにも関わらずですね、何らの、その途中での経過、あるいは報告なり、その会社からですね、ポンプのメーカーから説明がなかったかどうかですね、単なるその保安基準を満たさなかったと、まあそれだけその、油、水、あるいは軸油、ホイールベースの変更とかそういうことは毎回あつてることだと思うんですよ、それぞれ。単なる基本車両があつて、それに、地域に応じた仕様をして、納めてると思うんですね。もうただ単にこう、化学消防ポンプだけじゃなくて。救急車にしる、ポンプ車にしる、普通のポンプ車にしるですね。そういう途中8ヶ月もあつたのに、何もそういう説明がなかったかということで。その点いかがでしょうか。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

古賀議員のご質問にお答えいたします。7月9日に契約を結びまして、調整する中で、ずっとこういう設計ということで、お願いをして作っている最中だったんですけども、一つ一つ設計をして作り上げて、最後に重量とかを量りますので、その量った時点がちょうど3月12日頃に出荷の時に量られてオーバーしとったということが判明いたしましたので、それ

までは基本的には重量は以内に納まっていたということで報告は受けております。議員さんの質問のとおり、途中での違反してたとかオーバーしてたとかお話は入っておりません。以上でございます。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

この件についてですね、その陸運局でその新車登録の際に、ま、問題が発生したということでしょう。その3月12日の時点で。で、その当然そこに陸運局に車検登録なり検査を受ける前にですね、そういうその大手ポンプメーカーなんであれば、様々な段階で、何か所、その基本艤装をしてるのかどうか知らんけども。その基本艤装についてちゃんとした検査員がおるはずですよ。社内のね、あなたやない、社内の検査員がおるはず。で、この人たちがやっぱり何度でもそういうその変更した車両については検査してあると思うんですよ。例えその大きなメーカーであればなおさらですね。で、最近のその自動車メーカーにしろ、あるいはそれぞれ耐震の工作物にしろ、老舗とかあるいは有力企業とか日本一の企業であるとか、そういうとこの検査の資格を持たない人の検査で、様々なですね、弊害が出てる事例がいっぱい出てるわけですよ。そういう一つの事例ではないかと憶測をするわけですよ。で、そのメーカーからこちらの方にですね、その説明があっておりますか、それともそのままずっとその車検受けるまで、そのまま見過ごしたちゅうか見過ごしてるわけですよ、実際。その辺はどうでしょうか。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

古賀議員の質問にお答えします。まず、車検、陸運局に持って行く前に自分のところで量った時に重量がオーバーしとったということで、判明して、会社の方で調べてる過程の中で、初期段階の設計時に、もともと艤装の重量を入れなところを加味してなかったと。要は、いろいろ設計する中でずっとあの荷重をかけていくんですけども、それが大事なところの部分が入力をしていなかったという報告は受けております。で、それが3月12日ということでございます。以上でございます。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

質問よかですか。何回てきまっとらん。

— (「よかよかどうぞ」の声) —

(古賀通議員)

あの3月12日に、これがあの発覚したと、その陸運局でその発覚したとやないわけですか。そのポンプメーカーの内部の検査で発覚したんですか。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

ポンプ会社で量った時にオーバーしたのが発見されたということです。その、陸運局に持って行く前に。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

その辺の説明はずっと受けられると思うけども。

(石橋消防長)

議長。

(齊藤議長)

石橋消防長。

(石橋消防長)

はい、古賀議員のご質問にお答えします。あのですね、会社の方としてはうちの艀装どおり、途中変更等はいたしておりません。うちの発注どおりに作っているということで、ただですね、本当に単純に社内での大きい会社ですから担当担当別れてまして、当時うちの車は若干車軸を短く、小さいところでも入っていけるように変更する特殊な車両になっております。そういうことで、確認しましたならば、九州管内でもあるかないかというくらいの割合のもんですから、そこでの見過ごしが社内であったということで、検査の資格を持たない人があつたということではなく、本当に社内での連絡調整がうまくいかなかったのが根本原因だということでお答えを受けまして、で、こちらに持ってきて、全体重量ではなくてあの陸運支局というか車検を受けるときに後ろ荷重と前荷重、量りましたならば、後ろ荷重の方が先ほど、何ですか、秋吉次長が説明しましたように、若干オーバーしていたというふうなことで、納入前に向こうの方からご報告が3月12日ありまして、早急に作り変えるということで、そのことを私の方にご報告に来られまして、そういう状況でしたということで、謝りを受けております。ですから、うちの方も実際に現地の工場の方に検査に行っております。あれはいつやったかな、2月の20日くらいに行つて、ただ、その折には重量までの点検ではなくて、正式にうちが発注したとおりに車を艀装されているかということの確認と取扱いの不可解な部分というかちょっと、若干の微調整、そういったふうなところの指摘はしてきておりますが、その辺の行つたときにうちのほうも車両重量まで量つての検査と確認ということまではいたしておりません。そこは今までもその辺はしておりませんでしたので、当然我々も発注どおりの車検が通る艀装ができていうふうを確認しておつたところが、実はできていなかったというところで、発覚したのが3月12日でございます。そういうことでよろしいでしょうか。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

で、その件について、まー明確なですね、丁寧なこういう事情でございましたということ为首長会議などに説明があつたでしょうかね。

それからもう一つは、この問題について、期限が3月30日の納入をするのが、あー3月28日、当然近々その直近による使用開始というか運用開始が始まるものと思うんですよ。で、その辺の都合はどうなってるんでしょうか。

(下田総務課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

下田総務課長。

(下田総務課長)

はい、古賀議員のご質問にお答え申し上げます。現在の状況であります、新しい化学車の導入が本年なら3月28日までとなっておりますが、その後取扱訓練等の実施を予定して、現在運用の化学車については、平成12年の12月導入で19年経過しておりますので、昨年の12月に自動車の車検を行い更新しているため、期限を延期した分納入までの期間は現車両で対応してまいりたいと考えております。12月に車検を受けておりますので、2年、一応車検がついておりますので、期間を延長してる分は現車両の旧化学消防ポンプ自動車に対応してまいりたいと考えております。以上です。

(石橋消防長)

議長。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

石橋消防長。

(石橋消防長)

はい。もう一つ、古賀議員のご質問の中で、首長等への報告を業者の方からしたのかということがございましたけれども、それにつきましてはいたしておりません。私の方で受け止めまして、それをもって管理者、副管理者の方に専決処分をする前に、ご報告をしたところであります。以上です。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

で、その、これだけの高額な車両ですからね、それぞれ管理者の皆さんたちも当然低身低頭で挨拶なり説明をする身だと思うんですよ。で、この車検の新車が来るまでにだいたい3月28日の納車だから、それから即運用するわけですよ。で、それを前もって分かっているのに12月の車検で旧車両、旧車両を車検されたというのは、そのつなぎはやっぱりいつも

そういう12月に車検受けたら、これがまた3年かな、ま1年かな、2年か、2年間使う、結局この例えば28日に新車が納入された場合には、まずそれ重複するわけですね。ま、重複することでもいいでしょうけど、その、化学消防車が、本来であればもう、経費を見ればそれはもう1台1台ということでしたら、1台でいいわけですね。だから、これはあの、前もってじゃないけど、その、そういうことも予測しながら車検を受けられたかなという、憶測をするわけです。ま、その辺はどうですかね。

それからもう一つはね、こういうメーカーは日本でも有数のメーカーでしょうから、今までも何度でもその、こう鳥栖・三養基地区消防組合にも納入されたと思うんですね。で、そういう、その納入された実績があるにも関わらず、これだけの重大なミスをしたということ、今後、そういうふうな競争入札なり、指名入札なり、それぞれのですね、特殊車両を導入する際に、それなりのペナルティというか、そういうことも考えておられるでしょうか。

(下田総務課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

下田総務課長。

(下田総務課長)

古賀議員のご質問にお答え申し上げます。まず1点目の化学消防自動車の、旧化学消防ポンプ自動車の車検につきましては、初年度登録が12月になっておりましたので、新しい化学車、化学消防ポンプ自動車が納入するのが3月28日までとなっておりますので、その期間がありますので、車検を受けております。

2つ目の質問にお答え申し上げます。本組合では、入札参加資格停止等の措置については定めておりませんが、佐賀県の物品購入等契約に係る入札参加資格等停止等の措置要綱を参考に判断したところでありますが、この要綱では、今回のようなケースにより近い措置要件では、過失による粗悪品の納入が認められたときや、不正、または不誠実な行為による指名停止しか規定されてないため、今後における消防自動車等の購入に伴う入札参加、入札参加者の指名の停止については考えておりません。以上です。

(古賀通議員)

まあ先ほど。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

議長。先ほどの、その佐賀県の条例で、まあ不正及びあの過失でこういう事例はですね、そういう不正じゃなくてもね、まあそれだけ納入するということで違約金の契約はあつてしょうけん、遅延金の契約はあつたでしょうけれども、そういう項目に該当しないんですか。

例えば他のメーカーに、例えばそのポンプメーカーが例えば他に2、3社あるとかね。そういうところですね。

(松永総務課参事)

はい、議長。

(齊藤議長)

松永総務課参事。

(松永総務課参事)

はい、総務課参事の松永でございます。よろしくお願いします。古賀議員のご質問にお答えさせていただきます。契約につきましては、期限内に物品を納入することができない場合につきまして、期限後に納入する見込みがあると認めたときは、遅延損害金を徴収して期限を延長することができる。というふうに定めております関係で、納入期限に係る契約変更自体が必要がないことでございますが、地方自治法におきまして、議会の議決を経た契約の事項の変更につきましては、全て議会の議決を経なければならないというふうに規定されております関係で、専決事項ではありましたが、8月の定例会で財産の取得について承認を受けたことから、今回につきましても、化学消防ポンプ自動車の契約変更について、議会へ説明をさせていただいているところでございます。以上でございます。

(古賀通議員)

その。

(齊藤議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

今後のですね、こういう機器の納入なりにですね、そのメーカーに対する、これ指名入札か何かですかね。えーまーそやろ。そいなら他のメーカーもあるはずだから、まーあの、その辺のですね、まーペナルティというか、今後の姿勢、鳥栖・三養基地区消防組合のこういう機器の納入に関する姿勢はどうですか。ペナルティなりそういう他のメーカーをすとか。今、条例は読まれたけど、そういうことは考えてないんですかね。

(下田総務課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

下田総務課長。

(下田総務課長)

古賀議員の質問にお答え申し上げます。本組合には入札参加資格等審査委員会があります。その中で、今古賀議員が言われたように、その都度協議してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(古賀通議員)

あ、その都度ね。はい。

(古賀通議員)

まー今後、こういうことがですね、メーカーとの密な連絡を取りながら、毎回あることだと思うんですよ、その艤装ていうかそのそれぞれのその変更はね。まー今回はうちだけじゃなくて他の地方においても、だからここはその特殊車両で、まーそういう特殊車両だからということで、通常の一般国民に販売するような車じゃないからね、やっぱり少しそこにおごりがあるんじゃないかと思うんですよ。ま、慣れ的なことはわかりませんけどね。今後そういうような、その高額な商品に対してはですね、慎重に、途中例えば艤装の変更とかする場合には十分検討しながら実行していただきたいというふうに思うわけです。以上。

(齊藤議長)

はい、他にございませんか。

(松隈議員)

はい。

(齊藤議長)

松隈議員。

(松隈議員)

確認ですが、そのまー設計同意というか、その保安基準を満たさない状態であるというのは、その、メーカー側の納入前の段階で気づかれたということですか。事前の説明はまーその車検通しに行ったら通らんかったという話だったんですが、それは納入されて持って行ったら通らんかったということではない。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

車検に行く前の話で、あの、艀装の会社から。納入前の話です。

(松隈議員)

メーカー、はい。

(齊藤議長)

松隈議員。

(松隈議員)

そしたら出荷前にメーカー側で、最終検査か何かで気づいたということですか。だからもう陸運局とか行っていないってことですか。

(秋吉次長兼警防課長)

はい。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

陸運局に行く前に自分のところで、行く前の重量計算でオーバーしていたってこと。

すいません、自分のところで量って陸運局に通す前に、陸運局に行く前に、自分のところで量った時にオーバーしたので、業者から消防本部に3月12日に連絡があったということです。以上です。

(松隈議員)

はい。

(齊藤議長)

松隈議員。

(松隈議員)

若干事前に聞いてた説明と違ってたんで、まーそういうことはそういうことで結構です。不正ということは多分何のメリットもないからですね、これをしたところで検査通らないわけだから。だから不正とは思わないので、まー過失なんだろうと思いますし、先ほどご意見ありましたように、あの懲罰的にね、指名から今後外すというのもあるんでしょうけど、ちょっと確認なんですけどね、そうしたときに、言ったらこういう特殊なあのメーカーっていうのは、あのーそれを外すと今度競争が働かんくらいにメーカーが限られてしまうっていうこともあると思うので、そこはどうなんですか。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

松隈議員の質問にお答えします。確かにあの業者は少なくなります。3社くらいしかないので、はい、その中の1つが今回お願いしたところでございます。以上でございます。

(松隈議員)

はい。

(齊藤議長)

松隈議員。

(松隈議員)

あのー組合としても遺憾なことだと思いますけども、特に悪意は感じられないんでね、まー逆にそこを絞って入札金額が今後ね、上がっていくようなことがあってもいいかんので、そこは十分に考えられて判断をしていただきたいと思います。以上です。

(齊藤議長)

他にございませんか。松石議員。

(松石議員)

はい、若干古賀議員と関連したところにはなるんですけども、昨年も専決処分をされて、2両ですかね、車両2両。で今回もで3台、3両の専決処分をされてるってことに関してまずどう思われているかということと、もう1点は、消防署あるいは自衛隊とか、安全安心を守る立場としては、やっぱり生命財産を守る立場としては、装備あるいは車両をですね、え

一最善の状態で用意しておくことは非常に大事なことだとは思いますが、それが滞りなく行われていないということを、現段階でどういうふうに思われてるかっていうことを、まずご答弁いただければと思います。

(石橋消防長)

議長。

(齊藤議長)

石橋消防長。

(石橋消防長)

松石議員のご質問にお答えします。専決処分というのは基本的にはすべきじゃないと思っております。で、昨年7月の大雨で臨時会を予定しておりましたが、やはりあの、どうしても参集してもらうには危ないという判断をいたしました。そこでただ、それを逃してまた再調整、再日程調整すると、さきほど最初説明しましたように、工期を3月28日としておったのを、専決処分をさせてもらってぎりぎりできるのがそこであって、それを調整して専決処分でなくて臨時会をまた7月6日から例えば1月と伸ばした時には、また年度内には入らないことが濃厚でございましたので、大雨による流会というか散会にさしていただいて、専決処分をさせていただいたというのが、前回7月のことでありました。救急車は予定どおり入っておりますので、何らありませんでしたけれども、今回の化学消防ポンプ自動車につきましては、当初説明したとおりのことで、再度繰越明許ということにさせていただいております。今回の提案をいたしております。で、それも各市、町とも議会中のことでしたので、暇がないということで、3月28日までで、今日が臨時会を予定しておったのが3月29日ですから1日期限が足りませんでしたので、本来は日限の延長だけですので、議決議案というわけではございませんけれども、やはり先ほどから古賀議員がおっしゃるように、重要な案件ですから専決処分ということで再度ご報告をし、承認いただくという形をとらせていただいたところであります。以上、答弁とさせていただきます。

(齊藤議長)

他にございませんか。

(品川議員)

議長。

(齊藤議長)

品川議員。

(品川議員)

えー今回の件についてですね、そのことが発覚した時点からですね、現在までの経過をやはり一番最初にですね、管理者の方から説明があるべきだと思うんですよね。ですから消防署内ですよ、決定されたこともですよ、なぜそういうことになったのかですね、それに対して管理者はどう思われてるか。議会に対して臨時議会開いてそういうことを説明しているということですね。ですから物はですね、ただの車じゃないわけですよ。住民の安心安全を守る一番大事なことですよね。そして設計ミスをするような会社はですよ、作ったものに対して万が一ですよ、瑕疵が起きた場合どうなるかですよ。作り直しましたって簡単な話じゃ私はないと思うんですよね。その会社が本当に信頼できる会社なのかですよ。入札から外して2社になってもですよ、やはり信頼性がないとこからやっぱり外れてもらうことは当然ですよ。入札価格というのは、それはその時の話であって、そのことを同等と考えるべきではないと思いますし、やはり経過説明というものはきちっとですね、議会にさせていただくべきだと私は思いますけど。

(齊藤議長)

答弁いりますか。

(品川議員)

結構です。

(園田議員)

議長。

(齊藤議長)

園田議員。

(園田議員)

今回のポンプ車についてはですね、今いろいろ質問されている中で、いわゆる設計ミスでこういった納入ができないというようなことですよね。で、あの1つ私は説明の時に伺ったんですが、その車自体の総重量はあつとったとね。ところが、後輪にかかる負荷が多くなって、それで不具合が出た、というようなことやったですよ。この設計の誤りというのを相手方はきちんと言われてるわけですね。少しあの、考えが甘いとかやないとかですか。

今松隈議員の方から言われたように、こういった特殊車両は、作るそういったところの業者は少ないんじゃないかというようなことを言われたんですが、今回この、私は入札関係のちょっと前の書類を調べたのがこれは4社入札しとっつですね。あの南里を含めて。ですね。で、その業者は少のうなかですよ。ね。特殊車両で4社も5社も入札に入ってくるということは。少なくはないですよ。そういう中で、まー南里さんていうのは、他の器具についても鳥栖・三養基消防さんには大分納められておりますね。ですから、あのもう少し慎重にです

ね、やっぱり取り組んでもらわんとでけんとじゃないですか。業者がおらんけんが、ちったあ間違っただっちゃ先延ばしにしてでもうちにさせてもらおうというような甘えがあつとやないとですか。私はそう思います。それとですね、この専決処分の承認についてで、納入期限を1年間延ばされとつですよね。こい1年も延ばさないかんとですか。今のやつが12月に車検を受けて2年間まだ有効になったということですもんね。そいけん、あの執行部としてもですたい、2年延んどっけんよかやつかというような、甘えもあるとやないですか。あの私はここはもうあの3ヶ月か4ヶ月くらいで納めろていうくらいの相手をさせんといかんですよ。1年間延ばしてなんぼ、また、そういったところに甘えが出てくるじゃないでしょうか、と言いたいわけですね。ちょっとおかしかですよ。

(下田総務課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

下田総務課長。

(下田総務課長)

園田議員のご質問にお答え申し上げます。1点目の入札参加指名業者につきましては、本組合の、先ほども申し上げましたけれども、入札参加者資格等審査委員会にて、その都度協議をしてまいりたいと思います。

2点目の納入期限につきましては、現在、相手方との協議の上、8月末には納入できるということで、回答をいただいております。以上です。

(園田議員)

はい。

(齊藤議長)

園田議員。

(園田議員)

そうするとですね、それまでその13年目に入ったていうわけでしょ、その車両は、今の車両はですね。やっぱ今までずっとそのくらいの期間で買い替えをしてきたわけですね。なぜかという、もうあんまり長くなって、故障をすると部品がありませんちゅうことを説明されてきたわけですね。そうすつと、今回そこまで延ばした時に、その故障がこんとも限らんですよね。そういったものを全てうちが負担しながらそこまで見てやらんばいかんとですか。何もペナルティも与えんで。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

園田議員の質問にお答えします。今、南里ポンプと協議しとる中で、一応、契約、物品売買契約書、今回結んでおりますが、7条に損害の負担というところがございます。で、その分で相手方には、当然そういう故障があった時には、負担をしてくださいと、それを一応書面で提出してくださいというお話だけは今しとります。以上でございます。

(齊藤議長)

園田議員。

(園田議員)

その書面はまだできてないと。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

はい、まだ承認をいただいておりますので、これが終わった後に、承認いただければ、お話を具体的に進めていこうかと考えているところでございます。以上でございます。

(齊藤議長)

園田議員。

(園田議員)

昨日までよ、28日までやけんね。

(秋吉次長兼警防課長)

はい。

(齊藤議長)

秋吉次長兼警防課長。

(秋吉次長兼警防課長)

一応あの契約は専決処分でさせていただいておりますので、この専決処分事項の承認をいただきました後に、業者とお話をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

(中山議員)

はい、はい。よかですか。

(齊藤議長)

中山議員。

(中山議員)

あの一特殊車両を作っているのは4社だけですか。

(松永総務課参事)

はい、議長。

(齊藤議長)

松永総務課参事。

(松永総務課参事)

はい、中山議員のご質問にお答えいたします。

メーカーといたしましては、現在発注いたしておりますモリタ、それからニッキ、ジーエム市原ですね。

(中山議員)

会社名はいいから何社ですか。

(松永総務課参事)

3社でございます。

(中山議員)

3社。

(松永総務課参事)

はい。

(中山議員)

先ほど入札の時は4社と言わなかった。

(松永総務課参事)

はい、議長。

(齊藤議長)

松永総務課参事。

(松永総務課参事)

中山議員のご質問にお答えいたします。先ほど4社という数が出ましたのは、うちの仕様を満たす車両を製作できる会社が4社と。ですので、仕様で言いますと、モリタ関係ですね、の車両を製作できる代理店等の会社が4社ということで入札をしたところでございます。以上でございます。

(中山議員)

はい、議長。

(齊藤議長)

中山議員。

(中山議員)

これあの指名入札ということですけども、指名の有無についてはどういう人たちが選ばれてるんですか。

(下田総務課長)

はい、議長。

(齊藤議長)

下田総務課長。

(下田総務課長)

委員につきましては、先ほど申しましたとおり、入札参加等審査委員会の委員につきましては、消防長以下、所属長となっております。以上です。

(中山議員)

はい。

(齊藤議長)

中山議員。

(中山議員)

先ほどからいろいろ、納入前にそういう設計ミスとかが出たということですけども、その辺の設計ミスをしたとこの会社に対してですね、どういうその注意をされたもんか、今後どういうふうな形でその業者を入れて指名をしてやっていくもんかですね、その辺を良ければ一言だけ。

(石橋消防長)

はい、議長。

(齊藤議長)

石橋消防長。

(石橋消防長)

はい、若干重複する部分もあるかと思いますが、私の方に謝りに来ましたので嚴重に注意をいたしております。で、契約解除もあつてしかるべきところですが、納入前だったというふうなことで、先ほども説明しましたように、本当に粗悪品を納入したとか、故意にとか、そういうところはないということでしたので、今後絶対にそういうことがないように嚴重な注意をして、今後も仮に延長するとしても、絶対、また不具合とかが無いよう慎重に作成をなさい。ということで厳しく申し上げております。

今後につきましては、先ほど総務課長が言いましたように、指名資格者の審査委員会、こちらの方で嚴重なチェックをしながら、納入業者については選考してまいりたいと思います。以上です。

(中山議員)

はい。

(齊藤議長)

中山議員。

(中山議員)

その嚴重にと言われても、嚴重もいろいろな嚴重の仕方があるもんですから。その辺ですね、今後こういうことがあったら、今後はこういうふうにやりますよ、とか、ペナルティを

あたえますよ、とかしとかなないとですね、例えばこういう設計ミスがあっても、また同じようなことがあったら嚴重に注意しました、すいませんでしたって、そいで通っていくんじゃないですか。その辺の規約を作るかですね、何かをしとかなないと。その辺いかがですか。

(石橋消防長)

議長。

(齊藤議長)

石橋消防長。

(石橋消防長)

はい、中山議員のおっしゃるように、今後また、その辺につきましても、指名参加委員会の中で、今日のご意見を協議し、その辺のところ、嚴重にだけではいけないということであれば、具体的にこういう場合には契約解除とか、そういったところまで踏み込んで取扱い要綱等定めるように検討してまいりたいと思います。

(中山議員)

はい。

(齊藤議長)

中山議員。

(中山議員)

あの一本当にですね、嚴重につて言うだけで、とにかく今後は注意してくださいよつて言うだけだったらですね、常にあの間違ったら頭下げて通るもんだというような、馴れ合いになってきたらですね、それは大変なことにつながるくるんじゃないかなと。それこそ生命に関わることですから。だからその辺もですね、十分に注意をして、今後やっていっていただきたいなと思います。以上です。

(齊藤議長)

はい、他にございませんか。

— (「なし。」の声) —

(齊藤議長)

ないようでございますので、これを持ちまして質疑を終わります。
本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第5号 専決処分事項の承認については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（「異議なし。」の声）—

（齊藤議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第6号 平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（下田総務課長）

はい、議長。

（齊藤議長）

下田総務課長。

（下田総務課長）

議案第6号 平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

別冊の②といたしております、平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第3号）の1ページをお願いいたします。

今回の補正に関しましては、先ほど議決をいただきました、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部改正によります、給料及び勤勉手当の増額に伴うものでございます。補正額でございますが、既決の予算の総額に、歳入歳出それぞれ254万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億4,044万8千円とするとともに、議案第5号でご説明いたしました、化学消防ポンプ自動車の購入に伴う経費について、翌年度へ繰越をお願いするものでございます。

事項別にご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款7 繰入金 項1 基金繰入金 目1 財政調整基金繰入金として、254万4千円を減額し、補正後の額を1,519万8千円といたしております。

次に、7ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。款2 総務費の総務管理費、目1 一般管理費につきましては、233万4千円を減額し、補正後の額を13億33,66万1千円といたしております。内訳でございますが、節2の給料を122万2千円増額しております。節3の職員手当等は52万円を減額しておりますが、期末勤勉手当は269万1千円増額いたしております。節4 42万7千円の増額、これは、給与改定に伴う増額でございます。節9 旅費は30万4千円の減額、節11 需用費で215万4千円の減額。

8ページをお願いいたします。節12 役務費の44万4千円の減額、節13 委託料で9万8千円を減額、節14 使用料及び賃借料は3千円の減額、節15 工事請負費で19万円の減額、節18 備品購入費は12万9千円を減額、節19 負担金補助及び交付金は、14万1千円の減額をいたしておりますが、これらの節につきましては、決算見込みや入札差額などによるものでございます。

9ページをお願いいたします。款3 消防費の項1 消防施設費の減額21万円につきましては、消防用資機材等の購入に伴う入札差額によるものでございます。

10ページをお願いいたします。先ほどご説明いたしました予算の繰越につきましては、第2表繰越明許費のとおりでございます。

なお、④の議案概要説明書の1ページから2ページに、歳入・歳出の概要を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。終わります。

(齊藤議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりました。これより議案第6号の質疑を行います。どなたかございませんか。

— (「異議なし。」の声) —

(齊藤議長)

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第6号 平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (「異議なし。」の声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

平成31年 4 月 9 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

齊藤正治

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

松石健児

